

進む力に、支える力を

債務保証

金融機関からの借入をお考えの
中小・中堅企業等の方へ



たとえば…

他社と合併し、
新製品製造のため
老朽化した施設を更新したい

コスト管理等の
マネジメントシステムの構築や
設備投資により生産性を向上したい

他社と経営統合し、
物流の効率化を目的とした
設備を導入したい

東京23区から
本社機能や研究機能を
地方に移転したい

しかしながら

経営基盤が弱い、業歴が浅い等から資金調達がスムーズに進まない

中小機構は、中小・中堅企業等の方が金融機関から資金を借入れるとき、
債務保証を通じて**応援**します

特徴

最大50億円の借入に対応します (保証割合は50%又は30%)

保証条件

対象事業者

特定の法律^(注1)に基づく計画の認定を受けた中小・中堅企業等の方^(注2)であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの（信用保証協会制度の対象外である場合や同制度の保証枠を使い切っている場合等）。

(注1) 産業競争力強化法、地域再生法、中小企業等経営強化法、農業競争力強化支援法及び生産性向上特別措置法
(注2) 例えば、産業競争力強化法に基づく事業再編円滑化債務保証制度では、企業規模・業種による制約はありません。ただし、制度により、企業規模や業種等に制約がある場合もあります。詳細はお問い合わせください。

保証料

年率 0.4%（制度・担保の有無により、保証料率は異なります）

ご利用の流れ

中小機構への債務保証の相談

- ・中小機構に、保証を受けることが可能かどうか、ご相談ください。

特定の法律に基づく計画の策定

- ・特定の法律に基づく計画を策定してください。計画策定等についてご不明な点があれば、主務省庁の窓口をご案内します。

金融機関への借入の相談

- ・金融機関に、中小機構の債務保証を利用した借入が可能かどうか、ご相談ください。

主務省庁による認定、中小機構による審査

- ・主務省庁に計画を提出し、認定を受けます。
- ・中小機構に計画を提出し、保証審査を受けます。

中小機構による債務保証、金融機関による融資実行

- ・金融機関は、中小機構債務保証の申込み等の手続きをします。
- ・中小機構は、金融機関に債務保証書を発行します。
- ・金融機関は、債務保証書発行後に融資実行します。

注意事項

- 中小機構は、主務省庁による計画の認定審査とは別に、売上利益計画と資金計画の実現性等について、債務保証の審査を行います。このため、主務省庁による計画の認定を取得しても、債務保証を受けられない場合があります。
- 中小機構の債務保証制度は10種あります。ご利用の流れ、保証条件等は、制度により異なります。

お問い合わせ

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 事業基盤支援課

【住所】〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
【電話】03-5470-1575

中小機構 債務保証

検索

